

訪問看護ステーションI 運営規程
介護予防訪問看護ステーションI 運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社ひいらぎが開設する訪問看護ステーションI（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者が（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護・介護予防訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーション I
- 二 所在地 高崎市飯塚町378-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。
- 二 看護師等 看護職員 看護師1名（常勤、管理者と兼務）
看護師2. 5名以上配置
理学療法士1名（常勤）
作業療法士1名（常勤）

看護師等は、指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供に当たるものとし、准看護師を除き、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するものとする。

- 三 事務職員 1名（非常勤）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで。（祝祭日は休業とする）
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問看護・介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 褥創の予防・処置
- 三 リハビリテーション

- 四 ターミナルケア
- 五 認知症患者の看護
- 六 療養生活や介護方法の指導
- 七 カテーテル等の管理
- 八 その他医師の指示による医療処置
(利用料等)

第7条 指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じその1割または2割・3割の額とする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護・介護予防訪問看護に要した交通費は、次の額とする。

- 一 おおむね10キロメートル未満 300円
- 二 おおむね10キロメートル以上20キロメートル未満 400円
- 三 おおむね20キロメートル以上 500円

3 死後の処置料は、2万円とする。

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高崎市（倉渚町を除く）、前橋市（粕川町を除く）榛東村（全区）玉村町（五料・下之宮・小泉を除く）吉岡町（全地区）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 利用者の人権擁護・虐待防止等の為に研修を通じ従業者の人権意識の向上や知識技術向上に努めます。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社ひいらぎとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。